

光ヶ丘球技場緑化維持管理業務委託仕様書

- 1 件 名 光ヶ丘球技場緑化維持管理業務委託
- 2 委託場所 酒田市光ヶ丘球技場（酒田市光ヶ丘三丁目45-12）
- 3 委託期間 契約の日から令和9年3月31日まで

- 4 目 的
本業務は、施設の緑化を目的とした芝並びに樹木等を適宜に管理し、良好な競技施設として維持するとともに、周辺への環境整備を目的として、次の事項の業務を行うものとする。

5 内 容

(1) 芝生の管理

芝刈	平面	約 5,380 m ²	2回/年
〃	法面	約 1,950 m ²	2回/年
施肥	平面		2回/年
〃	法面		2回/年
消毒（虫）	平面		1回/年
〃	法面		1回/年
除草剤散布	平面		1回/年
〃	法面		1回/年
手取り除草	芝生地	1式	1回/年
残材運搬		1式	

(2) 樹木の管理

剪定	高中木	約 140 本	1回/年
〃	低木	約 2,650 本	1回/年
残材運搬			1式
施肥	高中木		1回/年
〃	低木		1回/年
消毒（虫）	高中木		2回/年
〃	低木		2回/年
除草作業			2回/年
巡回及び枝透かし			適宜
冬囲い設置・撤去			適宜

- 6 業務の実施については、現地の状況に応じて適期に行う。
- 7 作業前、作業中、作業後の写真を撮影し、工事写真アルバムにまとめること。
作業日報を作成すること。
これらを3か月ごとにまとめて提出し、委託者から検査を受けること。

8 除草剤・消毒作業等を行う場合は、施設利用者に影響を与えないよう、施設管理人と十分打合せ等を行うこと。

当該作業部分への利用者等の立入禁止措置や、現場の整理整頓には特に留意し、安全管理に努めること。

9 委託料の支払い

委託料は3か月ごと、別紙支払計画書のとおり支払う。

受託者は、委託者が行う検査に合格したあとに委託料を請求書できるものとし、委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、年間の行程表を委託者に提出して承諾を得ること。
- (2) 業務を実施する上で必要な安全管理は、受託者が行うこと。
- (3) 業務に使用する機械、器具等は受託者が負担する。
- (4) 委託者より要請のあった場合は、速やかに作業員を派遣し、必要な処置をとること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。